

申込に関するご確認事項【くらし安心総合保険（リビングサポート保険）】

■家財の補償以外のセット項目／補償額／特約

総括契約の場合の補償額は、下記にかかわらず、総括契約に関する特約（毎月報告・毎月精算用）または総括契約に関する特約（毎月報告・一括精算用）に記載のとおりとします。

- ・賠償責任保険（借家人賠償／個人賠償）－1事故それぞれ支払限度額 2,000 万円（自己負担額なし）
- ・修理費用保険金－1事故支払限度額 100 万円（自己負担額なし）
- ・給排水管修理費用補償特約－1事故1世帯ごとに 10 万円限度
- ・ドアロック交換費用補償特約－1盗難 3 万円限度
- ・加害事故法律相談費用補償特約－1相談 1 万円、1事故 5 万円限度（弊社の同意を得たもの）（自己負担額なし）
- ・その他不測かつ突発的な事故（生活用動産）－実際の損害額（自己負担額 3 万円）
- ・借家人賠償責任総合補償特約
- ・修理費用保険金総合補償特約
- ・（申込人が法人、かつ、総括契約以外の場合で、被保険者欄に記入のないとき）法人等契約の被保険者に関する特約
- ・（法人等契約の被保険者に関する特約がセットされている場合、または総括契約の場合）引越中の事故補償対象外特約
- ・（引越中の事故補償対象外特約がセットされていない場合）代位求償権不行使特約
- ・総括契約の場合、精算方式により、総括契約に関する特約（毎月報告・毎月精算用）または総括契約に関する特約（毎月報告・一括精算用）がセットされます。
- ・総括契約の場合で、「継続総括暫定」に○があるとき、継続総括契約の暫定保険料に関する特約（総括契約に関する特約（毎月報告・毎月精算用）用）がセットされます。
- ・長期保険保険料一括払特約（リビサポ・地震用）代位求償権不行使特約における代位求償権不行使対象者とは、鉄道事業者および貨物自動車運送業法に定める事業者を除く運送人とします。

■別にお渡しする重要な事項等説明書、個人情報の取扱説明書をよくご覧のうえ、ご契約くださるようお願いいたします。

■新築年月は地震建築年割引を適用しない場合には、告知事項ではありません。

■この申込の告知事項欄に事実と異なる記載をしたり、または事実を記載しなかった場合には、保険金をお支払いできない場合がありますので、ご注意ください。

■貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董（とう）、彫刻物その他の美術品については、1 個または 1 組の損害額が市場流通価額基準で 30 万円を超えるときは、その損害の額を 30 万円とみなします。

■保険料お支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行することといたしておりますので、お確かめください。

■契約取扱者が代理店の場合、代理店は保険契約の締結の代理権を有しております。"

■この保険契約が共同保険である場合は、「共同保険に関する特約」がセットされます。

■総括契約に関する特約（毎月報告・毎月精算用）」または「総括契約に関する特約（毎月報告・一括精算用）」をセットし、マーケティングコード欄に「AB」、「JV」または「JX」と記載の場合、「引越中の事故補償対象外特約」が自動的にセットされ、「法人等契約の被保険者に関する特約」および「代位求償権不行使特約」はセットされません。

（地震保険）

ご希望により地震保険をセットされる場合、保険期間は、リビングサポート保険と同じになります。